

令和8年度

高槻市農地等利用最適化
推進施策等に関する意見

令和7年10月2日

高槻市農業委員会

令和8年度高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見

近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加に加え、毎年のもとなった夏場の猛暑や、勢力が増していると言われる台風など自然環境の変化が脅威となっている。また、世界情勢の変化や円安も相まって、飼料、肥料、燃料など農業経営に直結する生産資材価格の高騰の長期化など、農業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、近年の米価格の高騰を始めとした、食料価格の上昇は、家計を圧迫し、消費者にとっても厳しい状況であり、これは農業の重要性について再認識されるきっかけともなっている。

これらを受け、令和6年6月5日に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」の改正法では、基本理念に「食料安全保障の確保」を規定し、その「食料安全保障」の定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」としている。また、令和7年4月11日に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」では、今後5年間で農業の構造転換を集中的に進めるとしているため、今後は水田政策の見直しや農作物の価格形成など、基本計画で掲げた施策の具体化やそれら施策を進めるにあたって、農業予算をどのように増やしていくかが今後の焦点となっている。

市はこのような状況に対応し、本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため「農林業基本計画」を策定、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」という基本目標のもと、本市農林業のさらなる振興に取り組んでいくとしている。

その代表的な取組みとして、本年7月4日には「有害鳥獣等特別対策本部」を設置、有害鳥獣による被害を起因とする農業者の耕作意欲を低下させないように、市長を筆頭とし、関係機関がより連携して対策に取り組んでいくとしている。

これは、当委員会が本意見書により長年要望していた農業者が抱える問題に対して、市が積極的に対策を講じたものである。

当委員会では、「担い手への農地の集積」・「遊休農地の解消」・「新規参入の促進」といった農地利用のいわゆる「最適化活動」に係る目標を定め、その達成に向けた活動を行うとともに、農業者の代表機関として市や関係組織との連携を図ることにより、農地の適正な利用や農業の持続的発展にも全力で取り組んでいく所存である。

このたび、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。本市の農業の持続的発展、また、市が今後も農業委員会とともに行っていく農業施策の実現のためにも、令和8年度の施策立案や予算編成にあたり、所要の措置を講じられたい。

1 都市農業振興施策全般について

農業者を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足、農業用機械等の老朽化により、離農する者や営農を縮小せざるを得ない者が後を絶たない。また、営農を継続しようとする者の中にも、毎年のものとなった夏場の猛暑などの自然環境の変化や農業経営に直結する生産資材高騰の影響で、今後も営農し続けることができるか不安を覚えている者は少なくない。そのような状況であるため、近年では、遊休農地や遊休農地とは言わないまでもその危険性がある遊休農地予備軍も増加傾向にある。

農業者が今後も営農を継続していくため、以下に都市農業振興施策全般について意見を取りまとめた。

①農業経営継続のための支援

- (1)相続税納税猶予制度の維持はもちろんのこと、営農者が高齢化している現状に鑑み、免除の確定までの期間については現在の終身から20年に短縮されるよう国に強く働きかけられたい。
- (2)飼料・肥料・農薬等の価格高騰に対し、今後も関係機関と協力の上、継続的な支援を実施されたい。
- (3)昨今、ガソリンスタンドはセルフスタンドが主流であり、農作業をする際に必要不可欠な農業用機械用燃料の確保に苦慮している。農業者が農作業に必要な燃料を購入しやすくなるような仕組みを研究し、創設されたい。
- (4)次代に農業を継承していくためには農業用機械の確保が必須である。しかし、新たに購入するとなると高額であり、継承を諦めざるを得ない状況が発生している。離農や遊休農地の発生を抑止するという観点から、安価に中古の農業用機械が購入できるよう、農業用機械を欲しい者と手放す者をつなぐ「農業用機械マッチングサービス」など、本市農業者の特徴である小規模兼業農家にあった仕組みを研究し、創設されたい。

②優良な担い手の確保や受託組織への支援

農業者の高齢化や後継者不足は喫緊の課題であり、一部地域では新規就農など新たな動きもあるものの、今後も遊休農地の増加が予想される。遊休農地を再び「地域の資源」として活かすことは、集落の維持、防災、景観、地域経済の活性化につながることから、子ども世代のUターンや他市町村からの定住による農業従事希望者を確保することや優良な担い手を育てていくことが重要となる。そのため、その者たちを確保・育成支援していくために必要な予算の確保に取り組むとともに、地域で問題解決に取り組んでいる受託組織に対するさらなる支援・拡充を図っていただきたい。

③農地の適正管理

他地区からの耕作者や相続で取得した所有者等が農地の管理が不十分で、隣接農地の営農に支障が出ており、隣接する住宅では生活環境への影響も出ている。所有者に対し強い指導を行うとともに、遊休農地対策の強化策を研究し、実施されたい。

④高温対策品種の開発と導入までの支援

気温が上昇すると、米の収穫量は減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われているなか、近年では毎年のように記録を更新する猛暑が続いている。そのため、高温障害に耐性を持つ品種である大阪府の奨励品種を本市でも早急に導入していくよう関係機関に働きかけられたい。また、気温が高いことが原因で、肥料の分解が早く、収量の確保や品質低下を妨げるために従来は不要だった追肥が必要となっている現状があるため、高温対策品種の導入まで支援を実施されたい。

⑤小規模兼業農家に対する営農活動支援の強化

市内には小規模兼業農家が多く、また、集約化や大規模化に向かない地域が多く、補助金制度の活用ができないという農業者がほとんどである。農家の保護及び都市農業の保全という観点からも、小規模兼業農家が抱える問題について、地区実行組合長会との意見交換を行い、営農を継続していくために必要な農業用機械の経費に対する支援など各種補助金制度の充実を図られたい。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

都市で農業を営んでいくためには、地域住民の農業への理解がとりわけ必要不可欠である。住民や子どもたちが農業に触れ、また、地域で採れたものを消費することを通じて、農業者と住民の交流を深めていくことが重要である。

また、本市において農産物の産地を作ることや高槻ブランドの価値を創造することは住民の理解を促すのみならず、農業者にとって自らの生産物に対する自信を高め、耕作意欲の向上にも寄与する。

以下に地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について意見を取りまとめた。

①学校学習田支援事業

学校学習田事業は次代を担う子どもたちに対し、食の大切さに加え、地域の良好な都市環境の形成や維持等、農地の持つ多面的な機能を教える貴重な体験の機会であり、必要不可欠なものとなっている。一方、事業を担う実行組合員の高齢化が避けられない状況にあり、事業方針や人的体制・組織の見直しが必要である。事業継続に向けたさらなる予算の拡充

とともに学校学習田事業の必要性などについて啓発活動を行うなど、市民の都市農業に対する理解向上を図られたい。

②学校給食における地産地消の推進

学校給食において地域で作られた農産物を提供することは、次代を担う子どもたちに日本の良き食文化や食生活を守り伝えるという点で大きな役割を果たしている。地域農業の活性化のため、農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の特別枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現されるよう支援されたい。また、米飯給食において、地元高槻産米を提供されているが、麦との混合による提供の見直しを検討されたい。

③米価の適正化と安定化

本市の農業は米作りが主であり、昨今の米の不安定な価格は農家にとっても今後の営農継続に関わる重要な懸念事項である。地産地消が守られるためにも、米価の適正化と安定化に向けた政策を国はもとより関係機関に働きかけられたい。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

農道や農業用水路等の農業の基盤となる施設の整備や適切な維持管理は、農作業の効率化につながり、地域の農業を存続させていくために必要不可欠である。また、農業施設の老朽化による機能低下は、農作業にかかる労力を増大させるだけにとどまらず、農作業上の事故の一因ともなりかねないほか営農困難になり、遊休農地発生の原因にもなり得る。

農業者が今後とも営農を継続していくため、以下に農地保全に向けた農業施設の整備等について意見を取りまとめた。

①農道や農業用水路等の整備及び管理

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展に欠かすことのできない重要な基盤である。しかし、老朽化等で利用に支障をきたしている現状がある。耕作条件を改善することで農作業の効率化や遊休農地の増加防止も期待できるため、農道・農業用水路の整備・改良・補修に係る事業予算の拡大・拡充を計画的かつ継続的に実施されたい。

②農業基盤保全事業の利用推進

昨今の工事費増加を鑑みて、農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額の大幅な拡大や、棚田等の農地にも当該補助金の活用ができるよう、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の畦畔等工事の利用要件を見直

しや、地域の実情に沿った制度変更を実施されたい。また、補助割合は従来の6割から7割に増加されたい。さらには、需給調整促進特別対策土地改良事業の補助金を従来のように復活されたい。

③農業用水の確保対策

農業用水が不足する地区において用水を確保するため、地域の実情を十分把握し、複数の井戸を新設されたい。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使用され水利権が発生する等）の整備・改修や耐震検査等は、農業用水の渇水対策のみならず、防災対策としても意義があるため早期に実施されたい。さらには池の浚渫を補助金対象とするなど、ため池・井戸に関する補助金制度を整備されたい。

④小規模農地の集約化事業について

効率的・経済的な農業を営むため、小規模な耕地整理が実施できるような制度を創設されたい。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

有害鳥獣による農業への影響は、単に農産物の被害のみに留まるものではなく、その対策は多額の資金や労力の投入を余儀なくされ、大きな負担となっている。また、丹精込めて育てた農産物が食い荒らされることは、農業者の耕作意欲を大きく低下させることとなっている。有害鳥獣による被害以外にも、ゴミの投棄等による被害は農空間を取り巻く良好な環境を害するのみならず、怪我や農業用機械の破損といったリスクをも包含している。農業者の耕作意欲を高め、今後も農業を継続していくためには、良好な営農環境が形成されることが不可欠である。

以下に農空間を取り巻く良好な環境の形成について意見を取りまとめた。

①有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において「広域鳥獣被害総合対策事業」を実施、本市においては本年7月に「高槻市有害鳥獣等特別対策本部」が設置され、今後の対応に期待されるところではあるが、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲を低下させないよう、以下の意見について対応されたい。

- (1)「広域鳥獣被害総合対策事業」の継続実施を強く働きかけ、耕作意欲の増進となるように努力されたい。また、従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の諸予算を増額し、各種補助施策について確実に5割の補助を実現されたい。
- (2)有害鳥獣の防護柵の設置補助に係る予算を増額するとともに、既存防護柵の補修や電気

柵の設置に係る工事費や電気代等の運用費についても補助の対象とされたい。

- (3)有害鳥獣の捕獲檻の設置補助に係る予算の拡大に取り組みたい。従来の囲いわな・箱わなだけでは効率的な防除ができていないことから、くくりわな等の使用許可、及び監視機能付箱わなの設置をされたい。また、アライグマによる農作物への被害が多く檻が不足しているため、増加していただきたい。さらには、捕獲わな等の管理に対する補助金制度を創設されたい。
- (4)わな猟免許の補助金はあるが網猟免許は対象外であるため、補助金対象を拡大されたい。
- (5)近年はサルやシカ、カラス等による農産物の被害が増加傾向にある。個人でも対策を取っているがその効果は極めて少ない。行政による現地で被害状況確認をするとともに、個体そのものの捕獲・駆除など早急に有効な対策を講じられたい。
- (6)箱わなを設置して有害鳥獣を捕獲した際、アライグマは行政において回収・処分していただいている。それ以外については個人で山などへ逃がしているが、すぐに戻ってくる。捕獲対象有害鳥獣の範囲を拡大（サル・ハクビシンなど）し、対策を強化されたい。また、捕獲されたら行政において回収・処分できるよう研究し、実施されたい。

②ジャンボタニシの防除対策

各農業者で駆除・防除対策を実施しているが、市内全域の水田で年々被害が拡大している状況下にある。防除薬剤購入費の補助の継続及び拡充されたい。また、駆除対策の様々な情報提供を行われたい。さらには補助の対象となる防除薬剤の範囲の拡大及び一斉駆除の取組について費用負担を含めて検討されたい。

③不法投棄への対策

農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされている。特にペットボトルや空き瓶、空き缶等の投棄は農業用機械の損壊はもとより、農作業上の怪我の原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」を改正し、同条例で定める「その他の公共の場所」に、道路に隣接する農地や山林等も含め投棄を規制するとともに、悪質な違反者に対しては、個人名または法人名の公表等の罰則規定を設けることで、実効ある運用ができるよう検討されたい。また、農道も含めた道路に面した農地などへのゴミの不法投棄抑制のため、道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対する補助制度を市において創設することを改めて検討されたい。

④農業用水路等の管理

農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や菱や水草の繁茂は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっている。安定した用水量が確保できるように、定期的かつ計画的な点検と浚渫工事、三面護岸（U字溝）工事施工等の実施に取り組みたい。近年は雑草類の生育も早いため、水利組合員等での作業が困難な小溝の土砂、雑草の除去実施のサイクルを短縮されたい。さらには、地域の要望に沿って実施されている池・川・水路等の除

草、ゴミの回収を継続されたい。

⑤農道（道路）の管理

農道等での迷惑駐車によって農作業車両の通行の妨げとなり、農作業に支障をきたしている。関係機関と連携し、警告看板の設置やパトロールの強化等の対策を講じられたい。

⑥ため池の適正な管理

老朽化したため池等については、農業において死活問題であることに加え、安全面でも危険を伴うため、所有者を問わず、市において耐震調査の実施や適正な管理に係る整備を早期に行うとともに、菱やアブラ・クリスタータ（オオアカウキクサ）等の駆除に向けた対策にも取り組まれたい。

⑦農業用水の水質保全

農業用水路・ため池の水質保全のため、定期的な水質検査を実施し、水質改善に向けた近隣の事業所等へ指導されたい。

⑧良好な農空間の維持

農地は災害時の緊急避難地にもなるなど周辺的环境にも大きな役割を果たす。とりわけ都市農地の保全是重要課題であり、保全に向けた施策を継続されたい。また、近隣での開発事業にあたっては、周辺農地の用排水に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と協議するように強く指導されたい。

<付帯する意見・要望>

①榎田地区における山林や溪流とその付近の保全対策

近年の台風被害等で山の斜面が崩れ、災害復旧工事の実施も進んではいるが、現在でも大雨が降ると土砂崩れや河川の護岸の崩壊が発生する状況にある。今後とも継続して地域の生活と農業を一体的に守っていくべく、山の管理や河川の護岸の管理を関係機関とともに取り組まれたい。さらには、田能西浦地区にある取水口が老朽化し、取水が困難になっているため、改修・補修を実施されるとともに、田能地区に5か所あるため池の耐震調査と修理、草刈りに対する補助をお願いしたい。

②芥川流域の取水堰堤の補修

清水地区にある芥川流域の取水堰堤の老朽化が進行し取水が困難となっているため、改修・補修を強く要望する。

③芥川地区における芥川流域の浚渫等

大蔵司橋下より郡家水利組合取水場堰堤までの間は土砂の堆積量が非常に多く、その状況は左岸から川幅の3分の2以上までとなり、川幅を非常に狭くしている。平常時、水の流れは右岸に偏り、堰の中央部からの流れが非常に少なくなっているが、増水時には強い水圧が堰堤や取水施設構造物の前面にあたり、川底が深くえぐられ、構造物の崩壊が危惧される。下流には西野水利組合の取水口があり、口径300mmの管で川から直接入水することとなるため、増水時には土砂の流入により管が閉塞する事態になる。取水口前に擁壁等の設置を強く要望する。また、浚渫については大阪府への交渉を毎年お願いしているが、未だに実施されず、土砂の堆積は年々増加している。毎年記録的な豪雨による大洪水で、各地で甚大な被害が発生している状況も考慮し、早急な対応を願いたい。

④今井出水路の浚渫等について

古くから芥川から取水し、農業用・生活用として利用する今井出水路は郡家本町・郡家新町の重要な基幹水路である。毎年郡家水利組合総出で浚渫・清掃を実施している。作業による大量の浚渫土砂等ゴミについては分別・袋詰めを行うよう市から要請を受けているが、対象水路が広範囲であり、作業人員も不足していることから困難である。従来通りの回収方法を行われたい。

⑤女瀬川流域の浚渫工事等

女瀬川の降雨時における増水傾向は近年著しく喫緊の課題である。女瀬川とその関連の公有水路の浚渫工事を実施されたい。また、堤防敷の上部付近は草などが防護柵を越えて繁茂している。歩行者をはじめ、車両の通行など安全面からも堤防敷の草刈を繁茂前に年2回以上実施するよう大阪府や関係機関に働きかけられたい。

⑥五領地区における河川の浚渫工事

一乗寺川、三五郎川や萩之庄川等の山から流れてくる河川は泥や土砂が堆積しやすいため、定期的な浚渫工事等を実施されたい。

⑦排水機場周辺の適正な管理

第二今戸排水機場から前島排水機場までの公有水路の犬走りの整備と、雑草・立ち木の伐採を実施されたい。

⑧五領地区における環境保全

農地や農業用水路の周辺が産業廃棄物等により環境悪化が懸念される。市においては近隣業者への指導を徹底し、環境保全に万全を期していただきたい。上牧の内ヶ池や道鶴の野川水路、前島の排水ポンプ場前、産業廃棄物処理業者周辺の水路等についても、排水対策・水質検査を定期的に実施されたい。また、三五郎川等で発見された侵略的外来水生植物（オオバナミズキンバイとナガエツルノゲイトウ）の早期根絶のため、状況確認と徹底した対応をとっていただきたい。さらにはイノシシ、鹿等によるタケノコ被害が年々増加してい

るため、捕獲対策を強化していただきたい。また、アライグマや年々増加するヌートリアの被害については、個人でも対策を取っているが効果が少ない。行政による現地での被害状況確認を実施するとともに捕獲対策を講じられたい。

⑨新名神高速道路周辺の営農環境への配慮

新名神高速道路から交通事故等を起因とする油の流出等による営農環境への影響が発生しないよう、適正な防止対策とチェック体制が実施されるよう関係機関に働きかけられたい。

⑩市道原成合線周辺の営農環境への配慮

市道原成合線の周辺における圃場や山林へのゴミ等の不法投棄の防止や、農業用水路設備の維持管理について、十分に配慮されたい。

⑪農業振興地域における整備計画書の見直し作業について

農業振興地域制度の制度開始から約50年以上が経過しているが、整備計画の見直し作業が行われていない。制度開始当時からは、周囲の環境も大きく変化し、計画が求める趣旨と整合性が保てない農用地が多くある。農業者が納得できるような整備計画の見直しに向けた地元農業者と協議、基礎調査を実施されたい。

⑫レンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタ事業の推進

市民とのふれあいの場を提供するレンゲの里、コスモスロードやチューリップフェスタなどのイベント運営への継続的な支援をお願いしたい。

⑬財産区の土地の有効活用について

財産区が所有している土地を有効活用し、将来農業経営を維持していくための資金とするため、収入確保できるようにしてもらいたい。

